

## 平成 30 年度大阪市地域包括支援センター運営協議会第 2 回評価部会議事要旨

日時：平成 31 年 1 月 7 日（月）午後 7 時～午後 8 時 30 分

場所：大阪市役所地下 1 階第 8 共通会議室

### 議題

#### 1 平成 31 年度評価のしくみ（案）について

##### (1) 事業実施基準について

- ・「必要書類の作成と確実な提出」を削除
- ・「苦情解決体制の整備」の 2 項目を 1 項目にまとめ、文言を変更
- ・「個人情報の保護」の開示のルールは文言変更、相談面接室の設置を削除
- ・「包括的継続的ケアマネジメント（ケアマネ支援）」に应用評価の介護支援専門員への支援の項目を移行
- ・「高齢者支援のためのネットワーク」の地域ケア個別会議の文言変更
- ・「第 1 号介護予防支援事業におけるケアマネジメント」3 項目の文言変更
- ・「認知症高齢者支援」の認知症ケースの対応の文言変更

##### (2) 応用評価基準について

- ・「自立支援型ケアマネジメントの推進」3 項目のうち、介護支援専門員への支援を事業実施基準へ移行し 2 項目とする。また自立支援型ケアマネジメント検討会議の運営の文言変更

##### (3) 総合相談窓口（ランチ）事業実施基準

- ・「必要書類の作成と確実な提出」を削除
- ・「苦情解決体制の整備」の 2 項目を 1 項目にまとめ、文言を変更
- ・「個人情報の保護」の開示のルールは文言変更、相談面接室の設置を削除
- ・「認知症高齢者支援」の認知症ケースの対応の文言変更
- ・総合相談件数の基準については変更なし

#### 2 平成 30 年度事業評価実施方法の変更について

- ・自立支援型ケアマネジメント検討会議の開催状況を踏まえ、応用評価基準の「自立支援型ケアマネジメントの推進」の 3 項目とも、評価の対象外とする。

#### 3 主な意見

##### (1) 平成 31 年度評価のしくみ（案）について

- ・相談件数は評価の基準になるのか。件数ではなく、中身についての分析を行なう事で、そこから地域課題として、あげていくことに意味があるのではないかと。
- ・件数を目標にすると、実質的な相談ではなく、目標達成のための相談になることがある。
- ・相談件数は多いけど中身がどうなっているのかということは課題である。相談の中身に関するカテゴリを検討する必要があるのではないかと。
- ・内容まで分析すると現場の負担も大きくなるが、アウトプットではなく、アウトカムで見なければいけない。
- ・多職種と連携しながら、相談内容を解決できたかという視点が必要ではないかと。
- ・ランチは 1 人配置となっているため、一律の基準を使用するのはやむを得ない。

##### (2) 平成 30 年度事業評価実施方法の変更について

- ・自立支援型ケアマネジメント検討会議の評価をする予定であったが、今年度は全包括で開催できていないため、評価の対象としないことについてはやむを得ない。
- ・自立支援型ケアマネジメント検討会議については、参加者を集めて話を聞き、課題を明確にしないと評価の指標についても見直しができないのではないかと。

## 平成 31 年度評価のしくみ（案）

### 1 基本的な考え方

- ・全国的にみると地域包括支援センターの客観的評価の実施率が 45.6%である中、本市では包括設置当初から、先駆的に自己評価・客観的評価を導入し、地域包括支援センターの資質向上に努めてきた。
- ・平成 30 年 4 月に施行された改正介護保険法では、市町村や地域包括支援センターが地域包括支援センターの事業について評価を行うことが義務付けられ、平成 30 年 7 月に厚生労働省より全国統一の評価指標が示された。
- ・この対応として、国と本市の評価項目を比較したところ、重複・類似の項目があるため、本市評価のしくみの大幅な変更を行わないことを基本としながら、国・本市の両方の評価を実施する地域包括支援センターの負担の増加や混乱を来さないよう文言の修正等を実施するとともに、達成率が高く、他の方法で確認できる項目は削除する等の変更を行うものである。

### 2 平成 31 年度事業からの評価のしくみの概要について（別紙 1）

### 3 全国・本市評価項目比較及び本市変更案（包括）（別紙 2）

### 4 全国・本市評価項目比較及び本市変更案（ブランチ）（別紙 3）

### 5 評価基準の変更内容

#### (1) 「平成 31 年度地域包括支援センター事業実施基準」の変更案

- ・「必要書類の作成と確実な提出」を削除
- ・「苦情解決体制の整備」の 2 項目を 1 項目にまとめ、文言を変更
- ・「個人情報の保護」の開示のルールは文言変更、相談面接室の設置を削除
- ・「包括的継続的ケアマネジメント（ケアマネ支援）」に応用評価の介護支援専門員への支援の項目を移行
- ・「高齢者支援のためのネットワーク」の地域ケア個別会議の文言変更
- ・「第 1 号介護予防支援事業におけるケアマネジメント」を「介護予防ケアマネジメント・介護予防支援」に変更し、3 項目の文言変更
- ・「認知症高齢者支援」の認知症ケースの対応の文言変更

#### (2) 「平成 31 年度重点評価事業における応用評価基準」の変更案

- ・「自立支援ケアマネジメントの推進」3 項目のうち、介護支援専門員への支援を事業実施基準へ移行し 2 項目とする。また自立支援型ケアマネジメント検討会議の運営の文言変更

#### (3) 「平成 31 年度総合相談窓口（ブランチ）事業実施基準」の変更案

- ・「必要書類の作成と確実な提出」を削除
- ・「苦情解決体制の整備」の 2 項目を 1 項目にまとめ、文言を変更
- ・「個人情報の保護」の開示のルールは文言変更、相談面接室の設置を削除
- ・「認知症高齢者支援」の認知症ケースの対応の文言変更
- ・総合相談件数の基準については変更なし

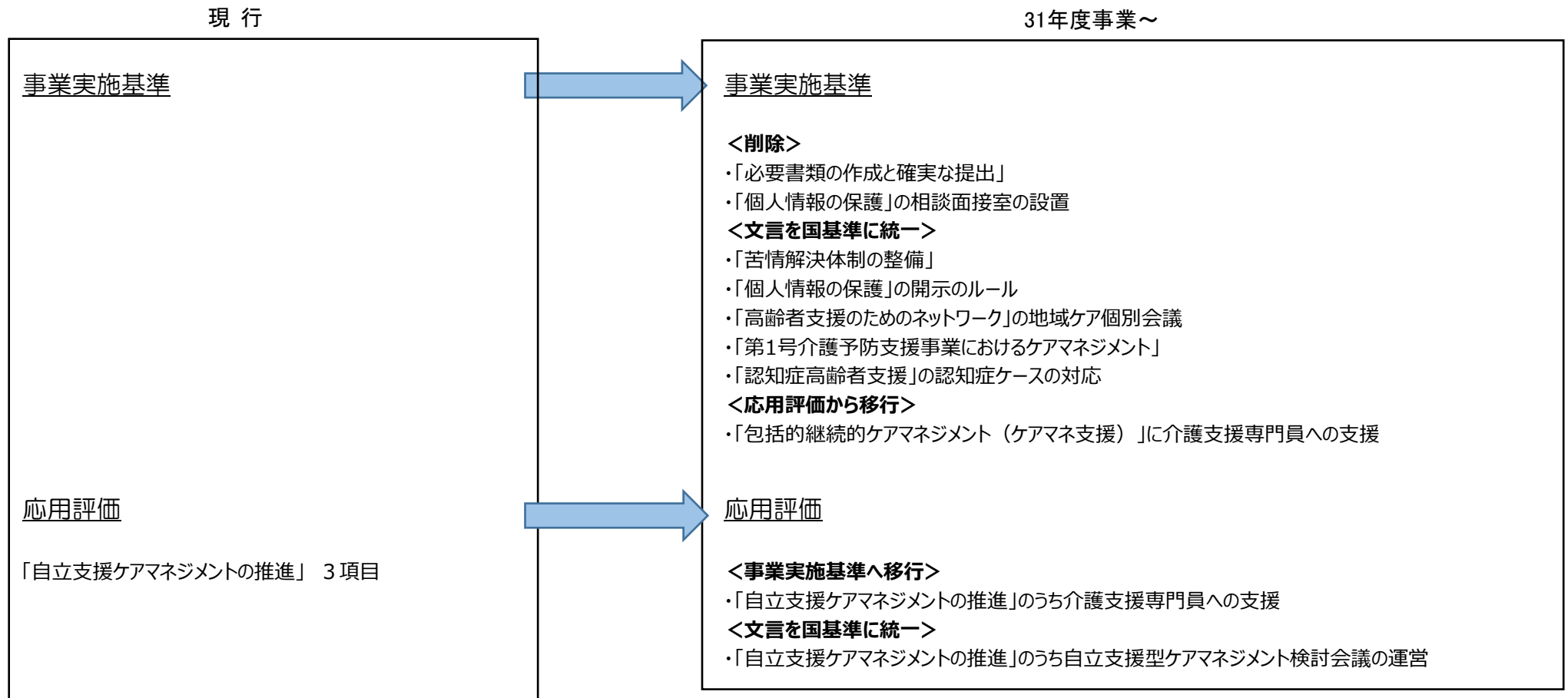
# 平成31年度事業からの評価のしくみの概要について(案)

## 1 評価のしくみの導入経過

- 平成18年度～ 自己評価の導入
- 平成21年度～ 事業実施基準の導入（市や区の担当者が、実態確認を行う）  
課題対応取組み報告書の導入
- 平成24年度～ 重点評価事業における応用評価の導入（重点評価事業として「ネットワーク構築」を設定）
- 平成30年度～ 重点評価事業における応用評価基準変更（「地域づくりをめざした関係機関との連携」「自立支援型ケアマネジメントの推進」を設定）

## 2 平成31年度の変更内容について

変更理由：平成30年7月に厚生労働省より全国統一の評価指標が示されたことを受け、本市の評価項目の文言等について見直しを行う



全国統一の評価指標	
センター指標	
1 組織・運営体制等	
(1) 組織運営体制	
1	市町村が定める運営方針の内容に沿って、センターの事業計画を策定しているか。
2	事業計画の策定に当たって、市町村と協議し、市町村から受けた指摘がある場合、これを反映しているか。 (Q11で「○」の場合のみ回答する欄です。Q11で「×」の場合は、「×」を選択してください)
3	市町村の支援・指導の内容により、逐次、センターの業務改善が図られているか。
4	市町村が設置する定期的な連絡会合に、毎回、出席しているか。
5	市町村から、担当領域の現状やニーズの把握に必要な情報の提供を受けているか。
6	把握した担当領域の現状やニーズに基づき、センターの実情に応じた重点業務を明らかにしているか。
7	市町村から配置を義務付けられている3職種を配置しているか。
8	市町村から、年度当初までに、センター職員を対象とした研修計画が示されているか。
9	センターに在籍する全ての職員に対して、センターまたは受託法人が、職場での仕事を離れての研修(Off-JT)を実施しているか。
10	夜間・早朝の窓口(連絡先)を設置し、窓口を住民にパンフレットやホームページ等で周知しているか。
11	平日以外の窓口(連絡先)を設置し、窓口を住民にパンフレットやホームページ等で周知しているか。
12	パンフレットの配布など、センターの周知を行っているか。
(2) 個人情報の管理	
13	個人情報保護に関する市町村の取扱方針に従って、センターが個人情報保護マニュアル(個人情報保護方針)を整備しているか。
14	個人情報が漏えいした場合の対応など、市町村から指示のあった個人情報保護のための対応を、各職員へ周知しているか。
15	個人情報保護に関する責任者(常勤)を配置しているか。
16	個人情報の持出・開示時は、管理簿への記載と確認を行っているか。

大阪市評価項目(包括)			
基準	1	職員の適正配置	・3職種を定数配置している
基準	3	専門性の確保	・職員別研修履歴を記録し、今後の研修計画に役立てている
基準	4	専門性の確保	・研修内容を、センター職員内で報告・共有する機会を必ず設けている
基準	5	緊急時の体制整備	・夜間休日も含めて緊急時に対応できるよう、連絡網を整備している
基準	28	センターの周知活動	・地域の支援関係者をはじめ、広く市民に対し、センター活動の理解と利用促進に取り組んでいる
基準	2	必要書類の作成と確実な提出	包括的支援事業実施要領に基づく提出物の期日内提出
基準	10	介護予防プラン作成	・職員一人あたりのプラン作成が「介護予防支援」「第1号介護予防支援事業(初回ケアマネジメントは含まず)」合わせて20件以下
基準	8	個人情報の保護	・利用者に関する記録の適正な保管及び開示のルールを定めている

H31年度事業 大阪市評価項目(包括)案			
基準	1	職員の適正配置	・3職種を定数配置している
基準	2	専門性の確保	・職員別研修履歴を記録し、今後の研修計画に役立てている
基準	3	専門性の確保	・研修内容を、センター職員内で報告・共有する機会を必ず設けている
基準	4	緊急時の体制整備	・夜間休日も含めて緊急時に対応できるよう、連絡網を整備している
基準	26	センターの周知活動	・地域の支援関係者をはじめ、広く市民に対し、センター活動の理解と利用促進に取り組んでいる
<b>過去3年間98%が適っており、ケアレスミスによる不適であるため、評価項目からは削除</b>			
基準	7	介護予防プラン作成	・職員一人あたりのプラン作成が「介護予防支援」「第1号介護予防支援事業(初回ケアマネジメントは含まず)」合わせて20件以下
基準	6	個人情報の保護	・個人情報保護マニュアル(個人情報保護方針)を全職員が理解し、適切に運用している

全国統一の評価指標	
センター指標	
(3) 利用者満足の上向	
17	市町村の方針に沿って、苦情対応体制を整備し、苦情内容や苦情への対応策について記録しているか。
18	センターが受けた介護サービスに関する相談について、市町村に対して報告や協議を行う仕組みが設けられているか。
19	相談者のプライバシー確保に関する市町村の方針に沿い、プライバシーが確保される環境を整備しているか。
2 個別業務	
(1) 総合相談支援業務	
20	地域における関係機関・関係者のネットワークについて、構成員・連絡先・特性等に関する情報をマップまたはリストで管理しているか。
21	相談事例の終結条件を、市町村と共有しているか。
22	相談事例の分類方法を、市町村と共有しているか。
23	1年間の相談事例の件数を市町村に報告しているか。
24	相談事例解決のために、市町村への支援を要請し、その要請に対し市町村からの支援があったか。
25	家族介護者からの相談について、相談件数や相談内容を記録等に残留して取りまとめているか。
(2) 権利擁護業務	
26	成年後見制度の市町村長申し立てに関する判断基準が、市町村から共有されているか。
27	高齢者虐待事例及び高齢者虐待を疑われる事例への対応の流れについて、市町村と共有しているか。
28	センターまたは市町村が開催する高齢者虐待防止に関する情報共有、議論及び報告等を行う会議において、高齢者虐待事例への対応策を検討しているか。
29	消費者被害に関し、センターが受けた相談内容について、消費生活に関する相談窓口または警察等と連携の上、対応しているか。
30	消費者被害に関する情報を、民生委員・介護支援専門員・ホームヘルパー等へ情報提供する取組を行っているか。

大阪市評価項目(包括)		
基準	6	苦情解決体制の整備 ・苦情受付担当者・責任者・第三者委員を利用者にわかるよう表示している
基準	7	苦情解決体制の整備 ・苦情対応マニュアルの内容を全職員が理解し、適切に運用している
基準	9	個人情報の保護 ・相談者のプライバシーを確保できる相談面接室を設置している
基準	16	総合相談 ・総合相談件数が、年度当初の圏域高齢者人口の3.0%以上
基準	17	総合相談 ・総合相談延件数が、年度当初の圏域高齢者人口の8.0%以上
基準	26	虐待防止・権利擁護 ・地域住民や介護保険事業者等に対する高齢者虐待防止の講演会・研修会等を計画的、戦略的に開催している
基準	27	虐待防止・権利擁護 ・権利擁護等に関する相談に対し、適切に対応している
基準	24	虐待防止・権利擁護 ・担当圏域内で通報受理され、地域包括支援センターが対応したケースについて、記録、書類等が適切に作成され、ケースごとに時系列的に保管されている
基準	25	虐待防止・権利擁護 ・地域包括支援センターが組織として進捗管理を行いながら、適切に事例に対応し、虐待対応を終結につなげている

H31年度事業 大阪市評価項目(包括)案			
基準	5	苦情解決体制の整備 ・苦情対応体制を整備し、苦情内容や苦情への対応策について記録している	
過去3年間全包括が適であり、相談面接室の設置は、公募時に困面で確認している。また、設置場所を変更した際には、市が確認しているため、評価項目からは削除			
基準	14	総合相談 ・総合相談件数が、年度当初の圏域高齢者人口の3.0%以上	
基準	15	総合相談 ・総合相談延件数が、年度当初の圏域高齢者人口の8.0%以上	
基準	24	虐待防止・権利擁護 ・地域住民や介護保険事業者等に対する高齢者虐待防止の講演会・研修会等を計画的、戦略的に開催している	
基準	25	虐待防止・権利擁護 ・権利擁護等に関する相談に対し、適切に対応している	
基準	22	虐待防止・権利擁護 ・担当圏域内で通報受理され、地域包括支援センターが対応したケースについて、記録、書類等が適切に作成され、ケースごとに時系列的に保管されている	
基準	23	虐待防止・権利擁護 ・地域包括支援センターが組織として進捗管理を行いながら、適切に事例に対応し、虐待対応を終結につなげている	

全国統一の評価指標	
センター指標	
(3) 包括的・継続的ケアマネジメント支援業務	
31	担当圏域における居宅介護支援事業所のデータを把握しているか。
32	介護支援専門員を対象にした研修会・事例検討会等の開催計画を策定し、年度当初に、指定居宅介護支援事業所に示しているか。
33	介護支援専門員に対するアンケート・意見収集等についての市町村からの情報提供や、市町村による研修会の内容等を踏まえ、地域の介護支援専門員のニーズや課題に基づく事例検討会や、個別事例を検討する地域ケア会議等を開催しているか。
34	担当圏域の介護支援専門員のニーズに基づいて、多様な関係機関・関係者(例:医療機関や地域における様々な社会資源など)との意見交換の場を設けているか。
35	介護支援専門員が円滑に業務を行うことができるよう、地域住民に対して介護予防・自立支援に関する意識の共有を図るための出前講座等を開催しているか。
36	介護支援専門員から受けた相談事例の内容を整理・分類した上で、経年的に件数を把握しているか。
(4) 地域ケア会議	
37	地域ケア会議が発揮すべき機能、構成員、スケジュール等を盛り込んだ開催計画が市町村から示されているか。
38	センター主催の地域ケア会議の運営方針を、センター職員・会議参加者・地域の関係機関に対して周知しているか。
39	センター主催の地域ケア会議において、個別事例について検討しているか。
40	センター主催の地域ケア会議において、多職種と連携して、自立支援・重度化防止等に資する観点から個別事例の検討を行い、対応策を講じているか。
41	市町村から示された地域ケア会議における個人情報の取扱方針に基づき、センターが主催する地域ケア会議で対応しているか。
42	センター主催の地域ケア会議において、議事録や検討事項をまとめ、参加者間で共有しているか。
43	地域ケア会議で検討した個別事例について、その後の変化等をモニタリングしているか。
44	センター主催の地域ケア会議において、地域課題に関して検討しているか。
45	センター主催の地域ケア会議における検討事項をまとめたものを、市町村に報告しているか。

大阪市評価項目(包括)			
基準	15	包括的継続的ケアマネジメント(ケアマネ支援)	・居宅介護支援事業者連絡会を隔月に1回以上開催支援している
応用	6	自立支援型ケアマネジメントの推進	【介護支援専門員への支援】ケアマネジメントに関する介護支援専門員からの相談等に基づき、多様な関係機関・関係者との意見交換の場を設けている *区単位での実施も可
基準	14	包括的継続的ケアマネジメント(ケアマネ支援)	・介護支援専門員個別相談延件数が圏域内事業者数の2倍以上ある
応用	4	自立支援型ケアマネジメントの推進	【自立支援型ケアマネジメント検討会議の運営】自立支援型ケアマネジメントのための検討会議で検討した個別事例について、その後の変化等を集約、分析している
基準	12	高齢者支援のためのネットワークの構築	・担当圏域の地域ケア個別会議から見てきた課題をまとめている
応用	5	自立支援型ケアマネジメントの推進	【課題のまとめ】自立支援型ケアマネジメントのための検討会議で検討した個別事例の積み重ねから、地域づくりに向け課題をまとめている

H31年度事業 大阪市評価項目(包括)案			
基準	12	包括的継続的ケアマネジメント(ケアマネ支援)	・居宅介護支援事業者連絡会を隔月に1回以上開催支援している
基準	13	包括的継続的ケアマネジメント(ケアマネ支援)	担当圏域の介護支援専門員のニーズに基づいて、多様な関係機関・関係者(例:医療機関や地域における様々な社会資源など)との意見交換の場を設けている
基準	11	包括的継続的ケアマネジメント(ケアマネ支援)	・介護支援専門員個別相談延件数が圏域内事業者数の2倍以上ある。
応用	4	自立支援型ケアマネジメントの推進	【自立支援型ケアマネジメント検討会議の運営】地域ケア会議において、多職種と連携して、自立支援・重度化防止等に資する観点から個別事例の検討を行い、対応策を講じている
基準	9	高齢者支援のためのネットワークの構築	・地域ケア会議において、地域課題に関して検討している
応用	5	自立支援型ケアマネジメントの推進	【課題のまとめ】自立支援型ケアマネジメントのための検討会議で検討した個別事例の積み重ねから、地域づくりに向け課題をまとめている



全国統一の評価指標	
センター指標	
(5) 介護予防ケアマネジメント・介護予防支援	
46	自立支援・重度化防止等に資するケアマネジメントに関し、市町村から示された基本方針を、センター職員及び委託先の居宅介護支援事業所に周知しているか。
47	介護予防ケアマネジメント・介護予防支援のケアプランにおいて、保険給付や介護予防・生活支援サービス事業以外の多様な地域の社会資源を位置づけたことがあるか。
48	利用者のセルフマネジメントを推進するため、市町村から示された支援の手法を活用しているか。
49	介護予防ケアマネジメント・介護予防支援を委託する際の事業所選定の公平性・中立性確保のための指針が市町村から示されているか。
50	介護予防ケアマネジメント・介護予防支援を委託した場合は、台帳への記録及び進行管理を行っているか。
3 事業間連携(社会保障充実分事業)	
51	医療関係者と合同の事例検討会に参加しているか。
52	医療関係者と合同の講演会・勉強会等に参加しているか。
53	在宅医療・介護連携推進事業における相談窓口に対し、相談を行っているか。
54	認知症初期集中支援チームと訪問支援対象者に関する情報共有を図っているか。
55	生活支援コーディネーター・協議体と地域における高齢者のニーズや社会資源について協議をしているか。

大阪市評価項目(包括)		
基準	19	第1号介護予防支援事業(総合事業)における介護予防ケアマネジメント ・自立支援につながる介護予防ケアマネジメントを推進するための取組みを実施している
基準	18	第1号介護予防支援事業(総合事業)における介護予防ケアマネジメント ・事業対象者の状態像やニーズをもとにアセスメントを行い、自立支援につながる介護予防ケアマネジメントを実施している
基準	20	第1号介護予防支援事業(総合事業)における介護予防ケアマネジメント ・さまざまなインフォーマルサービスを活用した介護予防ケアプランの作成を推進している
基準	11	中立・公正性の確保 ・介護予防支援業務における利用サービス事業所に偏りが無い(占有率50%未満)
応用	1	地域づくりをめざした関係機関との連携 在宅医療・介護連携支援コーディネーターと連携した活動(個別ケース支援、課題共有のための会議等)を実施している
基準	21	認知症高齢者等支援 ・認知症(疑い含む)ケースの相談を受けた場合、関係機関と連携し適切に対応している
応用	3	地域づくりをめざした関係機関との連携 圏域地域包括支援センターとして、認知症強化型地域包括支援センターと連携した活動(個別ケース支援、課題共有のための会議等)を実施している
基準	22	認知症高齢者等支援 ・区認知症施策を推進する会議に参画し、取組みに協力している
基準	23	認知症高齢者等支援 ・地域の支援関係者をはじめ、広く市民に対し、認知症高齢者等支援のための講演会・研修会等を開催している
応用	2	地域づくりをめざした関係機関との連携 社会資源に係る地域の課題やニーズについて、生活支援コーディネーターと連携した活動(課題共有のための会議等)を実施している
基準	13	高齢者支援のためのネットワークの構築 ・ランチ連絡会を隔月に1回以上開催している
基準	29	認知症対応力強化(強化型) ・区域における認知症対応力を強化するための取組みを行っている

H31年度事業 大阪市評価項目(包括)案		
基準	17	介護予防ケアマネジメント・介護予防支援 ・自立支援・重度化防止等に資するケアマネジメントに関し、市町村から示された基本方針を、センター職員及び委託先の居宅介護支援事業所に周知している
基準	16	介護予防ケアマネジメント・介護予防支援 ・介護予防ケアマネジメント・介護予防支援のケアプランにおいて、保険給付や介護予防・生活支援サービス事業以外の多様な地域の社会資源を位置づけている
基準	18	介護予防ケアマネジメント・介護予防支援 ・インフォーマルサービスの一覧表等を作成し、居宅介護支援事業所に情報共有している
基準	8	中立・公正性の確保 ・介護予防支援業務における利用サービス事業所に偏りが無い(占有率50%未満)
応用	1	地域づくりをめざした関係機関との連携 在宅医療・介護連携支援コーディネーターと連携した活動(個別ケース支援、課題共有のための会議等)を実施している
基準	19	認知症高齢者等支援 ・認知症初期集中支援チームと訪問支援対象者に関する情報共有を図っている
応用	3	地域づくりをめざした関係機関との連携 圏域地域包括支援センターとして、認知症強化型地域包括支援センターと連携した活動(個別ケース支援、課題共有のための会議等)を実施している
基準	20	認知症高齢者等支援 ・区認知症施策を推進する会議に参画し、取組みに協力している
基準	21	認知症高齢者等支援 ・地域の支援関係者をはじめ、広く市民に対し、認知症高齢者等支援のための講演会・研修会等を開催している
応用	2	地域づくりをめざした関係機関との連携 社会資源に係る地域の課題やニーズについて、生活支援コーディネーターと連携した活動(課題共有のための会議等)を実施している
基準	10	高齢者支援のためのネットワークの構築 ・ランチ連絡会を隔月に1回以上開催している
基準	27	認知症対応力強化(強化型) ・区域における認知症対応力を強化するための取組みを行っている

全国統一の評価指標	
センター指標	
1 組織・運営体制等	
(1) 組織運営体制	
1	市町村が定める運営方針の内容に沿って、センターの事業計画を策定しているか。
2	事業計画の策定に当たって、市町村と協議し、市町村から受けた指摘がある場合、これを反映しているか。 (Q11で「○」の場合のみ回答する欄です。Q11で「×」の場合は、「×」を選択してください)
3	市町村の支援・指導の内容により、逐次、センターの業務改善が図られているか。
4	市町村が設置する定期的な連絡会合に、毎回、出席しているか。
5	市町村から、担当圏域の現状やニーズの把握に必要な情報の提供を受けているか。
6	把握した担当圏域の現状やニーズに基づき、センターの実情に応じた重点業務を明らかにしているか。
7	市町村から配置を義務付けられている3職種を配置しているか。
8	市町村から、年度当初までに、センター職員を対象とした研修計画が示されているか。
9	センターに在籍する全ての職員に対して、センターまたは受託法人が、職場での仕事を離れての研修(Off-JT)を実施しているか。
10	夜間・早朝の窓口(連絡先)を設置し、窓口を住民にパンフレットやホームページ等で周知しているか。
11	平日以外の窓口(連絡先)を設置し、窓口を住民にパンフレットやホームページ等で周知しているか。
12	パンフレットの配布など、センターの周知を行っているか。
(2) 個人情報の管理	
13	個人情報保護に関する市町村の取扱方針に従って、センターが個人情報保護マニュアル(個人情報保護方針)を整備しているか。
14	個人情報保護が漏えいした場合の対応など、市町村から指示のあった個人情報保護のための対応を、各職員へ周知しているか。
15	個人情報保護に関する責任者(常勤)を配置しているか。
16	個人情報の持出・開示時は、管理簿への記載と確認を行っているか。

大阪市評価項目(ブランチ)	
1	職員の適正配置 ・実施要領に示す有資格者を専従で一人以上配置している
3	専門性の確保 ・職員の研修履歴を記録し、今後の研修計画に役立てている
4	専門性の確保 ・市主催の職員研修に、参加している
5	緊急時の体制整備 ・夜間休日も含めて緊急時に対応できるよう、連絡網を整備している
24	ブランチの周知活動 ・地域の支援関係者をはじめ、広く市民に対し、ブランチ活動の理解と利用促進に取り組んでいる
2	必要書類の作成と確実な提出 ・包括的支援事業実施要領に基づく提出物の期日内提出
8	個人情報の保護 ・利用者に関する記録の適正な保管及び開示のルールを定めている

H31年度事業 大阪市評価項目(ブランチ)案	
1	職員の適正配置 ・実施要領に示す有資格者を専従で一人以上配置している
2	専門性の確保 ・職員の研修履歴を記録し、今後の研修計画に役立てている
3	専門性の確保 ・市主催の職員研修に、参加している
4	緊急時の体制整備 ・夜間休日も含めて緊急時に対応できるよう、連絡網を整備している
21	ブランチの周知活動 ・地域の支援関係者をはじめ、広く市民に対し、ブランチ活動の理解と利用促進に取り組んでいる
過去3年間95%以上が適となり、ケアレスミスによる不適であるため、評価項目からは削除	
6	個人情報の保護 ・個人情報保護マニュアル(個人情報保護方針)を全職員が理解し、適切に運用している



全国統一の評価指標	
センター指標	
(3) 利用者満足の上	
17	市町村の方針に沿って、苦情対応体制を整備し、苦情内容や苦情への対応策について記録しているか。
18	センターが受けた介護サービスに関する相談について、市町村に対して報告や協議を行う仕組みが設けられているか。
19	相談者のプライバシー確保に関する市町村の方針に沿い、プライバシーが確保される環境を整備しているか。
2 個別業務	
(1) 総合相談支援業務	
20	地域における関係機関・関係者のネットワークについて、構成員・連絡先・特性等に関する情報をマップまたはリストで管理しているか。
21	相談事例の終結条件を、市町村と共有しているか。
22	相談事例の分類方法を、市町村と共有しているか。
23	1年間の相談事例の件数を市町村に報告しているか。
24	相談事例解決のために、市町村への支援を要請し、その要請に対し市町村からの支援があったか。
25	家族介護者からの相談について、相談件数や相談内容を記録等に残して取りまとめているか。
(2) 権利擁護業務	
26	成年後見制度の市町村長申し立てに関する判断基準が、市町村から共有されているか。
27	高齢者虐待事例及び高齢者虐待を疑われる事例への対応の流れについて、市町村と共有しているか。
28	センターまたは市町村が開催する高齢者虐待防止に関する情報共有、議論及び報告等を行う会議において、高齢者虐待事例への対応策を検討しているか。
29	消費者被害に関し、センターが受けた相談内容について、消費生活に関する相談窓口または警察等と連携の上、対応しているか。
30	消費者被害に関する情報を、民生委員・介護支援専門員・ホームヘルパー等へ情報提供する取組を行っているか。

大阪市評価項目(プランチ)	
6	苦情解決体制の整備 ・苦情受付担当者・責任者・第三者委員を利用者にわかるよう表示している
7	苦情解決体制の整備 ・苦情対応マニュアルの内容を全職員が理解し、適切に運用している
9	個人情報の保護 ・相談者のプライバシーを確保できる相談面接室を設置している
14	総合相談 ・総合相談件数が、120人以上
15	総合相談 ・総合相談件数のうち訪問件数が、40%以上
16	総合相談 ・総合相談延件数が、600人以上
17	総合相談 ・総合相談延件数のうち訪問延件数が、20%以上
18	総合相談 ・生活上のさまざまな課題を抱える高齢者に対し、介護予防の視点で相談に応じ、適切な対応ができています
19	総合相談 ・他のサービスや社会資源につないだ事例のその後の状況を確認している
23	虐待防止・権利擁護 ・権利擁護等に関する相談に対し、適切に対応している
22	権利擁護・虐待防止 ・高齢者虐待対応について、地域包括支援センター及び区役所担当者で連携した対応記録がある

H31年度事業 大阪市評価項目(プランチ)案	
5	苦情解決体制の整備 ・苦情対応体制を整備し、苦情内容や苦情への対応策について記録している
過去3年間全プランチが敵であり、設置場所を変更した際には函面だけでなく、市が確認しているため、評価項目からは削除	
11	総合相談 ・総合相談件数が、120人以上
12	総合相談 ・総合相談件数のうち訪問件数が、40%以上
13	総合相談 ・総合相談延件数が、600人以上
14	総合相談 ・総合相談延件数のうち訪問延件数が、20%以上
15	総合相談 ・生活上のさまざまな課題を抱える高齢者に対し、介護予防の視点で相談に応じ、適切な対応ができています
16	総合相談 ・他のサービスや社会資源につないだ事例のその後の状況を確認している
20	虐待防止・権利擁護 ・権利擁護等に関する相談に対し、適切に対応している
19	権利擁護・虐待防止 ・高齢者虐待対応について、地域包括支援センター及び区役所担当者で連携した対応記録がある

全国統一の評価指標		大阪市評価項目(プランチ)		H31年度事業 大阪市評価項目(プランチ)案	
センター指標					
<b>(3) 包括的・継続的ケアマネジメント支援業務</b>					
31	担当圏域における居宅介護支援事業所のデータを把握しているか。				
32	介護支援専門員を対象にした研修会・事例検討会等の開催計画を策定し、年度当初に、指定居宅介護支援事業所に示しているか。				
33	介護支援専門員に対するアンケート・意見収集等についての市町村からの情報提供や、市町村による研修会の内容等を踏まえ、地域の介護支援専門員のニーズや課題に基づく事例検討会や、個別事例を検討する地域ケア会議等を開催しているか。				
34	担当圏域の介護支援専門員のニーズに基づいて、多様な関係機関・関係者(例:医療機関や地域における様々な社会資源など)との意見交換の場を設けているか。				
35	介護支援専門員が円滑に業務を行うことができるよう、地域住民に対して介護予防・自立支援に関する意識の共有を図るための出前講座等を開催しているか。				
36	介護支援専門員から受けた相談事例の内容を整理・分類した上で、経年的に件数を把握しているか。				
<b>(4) 地域ケア会議</b>					
37	地域ケア会議が発揮すべき機能、構成員、スケジュール等を盛り込んだ開催計画が市町村から示されているか。				
38	センター主催の地域ケア会議の運営方針を、センター職員・会議参加者・地域の関係機関に対して周知しているか。				
39	センター主催の地域ケア会議において、個別事例について検討しているか。	10	ネットワークの構築 ・地域ケア個別会議を開催している	7	ネットワークの構築 ・地域ケア個別会議を開催している
40	センター主催の地域ケア会議において、多職種と連携して、自立支援・重度化防止等に資する観点から個別事例の検討を行い、対応策を講じているか。				
		12	ネットワークの構築 ・地域ケア個別会議を開催するにあたり事前に開催目的を検討し、目的に沿って地域関係者の参加を呼びかけている	9	ネットワークの構築 ・地域ケア個別会議を開催するにあたり事前に開催目的を検討し、目的に沿って地域関係者の参加を呼びかけている
41	市町村から示された地域ケア会議における個人情報の取扱方針に基づき、センターが主催する地域ケア会議に対応しているか。				
42	センター主催の地域ケア会議において、議事録や検討事項をまとめ、参加者間で共有しているか。				
43	地域ケア会議で検討した個別事例について、その後の変化等をモニタリングしているか。				
44	センター主催の地域ケア会議において、地域課題に関して検討しているか。				
		13	ネットワークの構築 ・地域包括支援センターと協働して、地域ケア会議から見えてきた課題をまとめている	10	ネットワークの構築 ・地域包括支援センターと協働して、地域ケア会議から見えてきた課題をまとめている
45	センター主催の地域ケア会議における検討事項をまとめたものを、市町村に報告しているか。				

全国統一の評価指標		大阪市評価項目(ブランチ)		H31年度事業 大阪市評価項目(ブランチ)案	
センター指標					
<b>(5) 介護予防ケアマネジメント・介護予防支援</b>					
46	自立支援・重度化防止等に資するケアマネジメントに関し、市町村から示された基本方針を、センター職員及び委託先の居宅介護支援事業所に周知しているか。				
47	介護予防ケアマネジメント・介護予防支援のケアプランにおいて、保険給付や介護予防・生活支援サービス事業以外の多様な地域の社会資源を位置づけたことがあるか。				
48	利用者のセルフマネジメントを推進するため、市町村から示された支援の手法を活用しているか。				
49	介護予防ケアマネジメント・介護予防支援を委託する際の事業所選定の公平性・中立性確保のための指針が市町村から示されているか。				
50	介護予防ケアマネジメント・介護予防支援を委託した場合は、台帳への記録及び進行管理を行っているか。				
<b>3 事業間連携(社会保障充実分事業)</b>					
51	医療関係者と合同の事例検討会に参加しているか。				
52	医療関係者と合同の講演会・勉強会等に参加しているか。				
53	在宅医療・介護連携推進事業における相談窓口に対し、相談を行っているか。				
54	認知症初期集中支援チームと訪問支援対象者に関する情報共有を図っているか。	20	認知症高齢者等支援 ・認知症(疑い含む)ケースの相談を受けた場合、関係機関と連携し適切に対応している	17	認知症高齢者等支援 ・ <b>認知症初期集中支援チームと訪問支援対象者に関する情報共有を図っている</b>
		21	認知症高齢者等支援 ・区認知症施策を推進する会議に参画し、取組みに協力している	18	認知症高齢者等支援 ・区認知症施策を推進する会議に参画し、取組みに協力している
55	生活支援コーディネーター・協議体と地域における高齢者のニーズや社会資源について協議をしているか。				
		11	ネットワークの構築 ・ブランチ連絡会に、参加している	8	ネットワークの構築 ・ブランチ連絡会に、参加している

「地域包括支援センター事業実施基準」及び「準備資料」変更案

平成31年度事業

変更内容

- ・「必要書類の作成と確実な提出」 削除
- ・「苦情解決体制の整備」の2項目を1項目にまとめ、文言を変更
- ・「個人情報の保護」の開示のルールは文言変更、相談面接室の設置を削除
- ・「包括的継続的ケアマネジメント（ケアマネ支援）」に雇用評価の介護支援専門員への支援の項目を移行

- ・「高齢者支援のためのネットワーク」の地域ケア個別会議の文言変更
- ・「第1号介護予防支援事業におけるケアマネジメント」を「介護予防ケアマネジメント・介護予防支援」に変更し、3項目の文言変更
- ・「認知症高齢者支援」の認知症ケースの対応の文言変更

項目		実施基準	準備資料
運 営 体 制	1	職員の適正配置	・3職種を定数配置している
	2	必要書類の作成と確実な提出	・包括的支援事業実施要領に基づく提出物の期日内提出
	3	専門性の確保	・職員別研修履歴を記録し、今後の研修計画に役立てている
	4		・研修内容を、センター職員内で報告・共有する機会を必ず設けている
	5	緊急時の体制整備	・夜間休日も含めて緊急時に対応できるよう、連絡網を整備している
	6	苦情解決体制の整備	・苦情受付担当者・責任者・第三者委員を利用者にわかるよう表示している
	7		・苦情対応体制を整備し、苦情内容や苦情への対応策について記録している
	8		・苦情対応マニュアルの内容を全職員が理解し、適切に運用している
	9	個人情報の保護	・利用者に関する記録の適正な保管及び開示のルールを定めている
	10		・個人情報保護マニュアル（個人情報保護方針）を全職員が理解し、適切に運用している
11		・相談者のプライバシーを確保できる相談面接室を設置している	
12	介護予防プラン作成	・職員一人あたりのプラン作成が「介護予防支援」第1号介護予防支援事業（初回ケアマネジメントは含まず）合わせて 20件以下	
13	中立・公正性の確保	・介護予防支援業務における利用サービス事業所に偏りが無い（占有率50%未満）	
業 務 別 取 組 み	14	高齢者支援のためのネットワークの構築	・担当圏域の地域ケア個別会議から見てきた課題をまとめている
	15		・地域ケア会議において、地域課題に関して検討している
	16		・ランチ連絡会を隔月に1回以上開催している ★
	17	包括的・継続的ケアマネジメント（ケアマネ支援）	・介護支援専門員個別相談延件数が圏域内事業者数の2倍以上ある
	18		・居宅介護支援事業者連絡会を隔月に1回以上開催支援している
	19		・担当圏域の介護支援専門員のニーズに基づいて、多様な関係機関・関係者（例：医療機関や地域における様々な社会資源など）との意見交換の場を設けている ※区単位での実施も可
	20	総合相談	・総合相談実件数が、年度当初の圏域高齢者人口の3.0%以上
	21		・総合相談延件数が、年度当初の圏域高齢者人口の8.0%以上
	22	第1号介護予防支援事業（総合事業における介護予防ケアマネジメント）	・事業対象者の状態像やニーズをもとにアセスメントを行い、自立支援につながる介護予防ケアマネジメントを実施している
	23	介護予防ケアマネジメント・介護予防支援	・自立支援につながる介護予防ケアマネジメントを推進するための取組みを実施している
24		・自立支援・重症化防止等に資するケアマネジメントに関し、市町村から示された基本方針を、センター職員及び委託先の居宅介護支援事業所に周知している	
25		・さまざまなインフォーマルサービスを活用した介護予防ケアプランの作成を推進している	
26		・インフォーマルサービスの一覧表等を作成し、居宅介護支援事業所と情報共有している	
27	認知症高齢者等支援	・認知症（疑い含む）ケースの相談を受けた場合、関係機関と連携し適切に対応している	
28		・認知症初期集中支援チームと訪問支援対象者に関する情報共有を図っている	
29		・区認知症施策を推進する会議に参画し、取組みに協力している	
30		・地域の支援関係者をはじめ、広く市民に対し、認知症高齢者等支援のための講演会・研修会等を開催している	
31	虐待防止・権利擁護	・担当圏域内で通報受理され、地域包括支援センターが対応したケースについて、記録、書類等が適切に作成され、ケースごとに時系列的に保管されている	
32		・地域包括支援センターが組織として進捗管理を行いながら、適切に事例に対応し、虐待対応を最終につなげている	
33		・地域住民や介護保険事業者等に対する高齢者虐待防止の講演会・研修会等を計画的、戦略的に開催している	
34		・権利擁護等に関する相談に対し、適切に対応している	
35	センターの周知活動	・地域の支援関係者をはじめ、広く市民に対し、センター活動の理解と利用促進に取組んでいる	
36	認知症対応力強化★	・区域における認知症対応力を強化するための取組みを行っている	

★担当ランチがない場合は、評価不要とする ★認知症強化型地域包括支援センターのみ

## 「地域包括支援センター事業実施基準」 自己評価チェックシート

( ) 地域包括支援センター

No.	項目	実施基準	自己評価の目安	特記事項	
1	職員の適正配置	3職種を定数配置している  自己評価欄(1~5)	5	・3に加え、年間を通じ3職種の加配をしている ・または、配置職員のうち包括業務従事経験年数3年以上の職員が75パーセント以上	「3」以外をつけた場合は、理由を記載する
			4	・3に加え、事務職員を加配している、あるいは一部期間3職種を加配している ・または、配置職員のうち包括業務従事経験年数3年以上の職員が50パーセント以上	
			3	実施要領に示す人員基準を満たしている	
			2	3職種の人員基準に満たない時期が、2か月以上3か月未満あった	
			1	3職種の人員基準に満たない時期が、3か月以上あった	
2	必要書類の作成と確実な提出  削除	包括的支援事業実施要領に基づく提出物の期日内提出  自己評価欄(1~5)	5	4に加え、区役所をはじめとした各関係機関からの照会や問い合わせ等についても、速やかに対応している。	「3」以外をつけた場合は、理由を記載する
			4	3に加え、福祉局からの締切のない照会や問い合わせ等についても、速やかに対応している	
			3	実施要領に基づく提出物について、組織内での決裁行為を経たうえで、すべて期日内に提出できている	
			2	期日内に提出できないことが1回あった	
			1	期日内に提出できないことが2回以上あった	
3	専門性の確保	職員別研修履歴を記録し、今後の研修計画に役立てている  自己評価欄(1~5)	5	4に加え、苦情対応、情報管理、接遇等の対人サービス研修についても研修履歴を記録し、計画的に受講している	「3」以外をつけた場合は、理由を記載する
			4	3に加え、市主催の必須研修以外の自主的に受講した専門的研修について研修履歴を記録し、計画的に受講している	
			3	市主催の必須研修について研修履歴を記録し、計画的に受講している	
			2	研修履歴の記録が不十分	
			1	研修履歴の作成をしていない	
4	研修内容を、センター職員内で報告・共有する機会を必ず設けている	研修内容を、センター職員内で報告・共有する機会を必ず設けている  自己評価欄(1~5)	5	4に加え、大阪市主催の必須研修以外に、自主的に受講した研修についても、センター職員内で報告・共有する機会を必ず設けている。	「3」以外をつけた場合は、理由を記載する
			4	3に加え、大阪市主催の必須研修以外に、自主的に受講した研修についても、センター職員内で報告・共有する機会をおおむね設けている。	
			3	受講した市主催の必須研修内容について、センター職員内で報告・共有する機会を必ず設けている	
			2	・センター職員内で報告・共有していない必須研修が一部ある ・または、必須研修を一部受講していない	
			1	・センター職員内で必須研修の報告・共有をしていない ・または、必須研修を受講していない	
5	緊急時の体制整備	夜間休日も含めて緊急時に対応できるよう、連絡網を整備している  自己評価欄(1~5)	5	4に加え、時間外を含めた緊急時に、3職種以外の法人職員が後方支援できる体制をとっている。	「3」以外をつけた場合は、理由を記載する
			4	3に加え、時間外を含めた緊急時に、複数で対応できる体制をとっている	
			3	夜間休日も含めて緊急時に対応できるよう、連絡網を作成し、職員に周知している	
			2	・連絡網は作成しているが、職員全員には周知していない ・または、連絡網に区保健福祉センターの連絡先がない	
			1	連絡網を作成していない	
6	苦情解決体制の整備  苦情担当者の表示とマニュアルの運用の一つの項目にまとめ、国の指標に合わせる	苦情受付担当者・責任者・第三者委員を利用者にわかるよう表示している  <b>苦情対応体制を整備し、苦情内容や苦情への対応策について記録している</b>  自己評価欄(1~5)	5	4に加え、苦情解決や再発防止のための取組み(職員研修や、ヒヤリハット事例集約等)を実施している	「3」以外をつけた場合は、理由を記載する
			4	3に加え、苦情解決に取り組むための基本姿勢を法人として定めている	
			3	・ <b>苦情対応苦情対応マニュアルを全職員が理解している</b> ・苦情受付の責任者・担当者・第三者委員について、来所した利用者にわかるよう表示している ・ <b>苦情内容や対応策を記録している</b>	
			2	・ <b>苦情対応マニュアルが全職員に周知されていない</b> ・苦情受付の責任者・担当者・第三者委員を表示をしていない ・ <b>苦情対応関係書類がない</b>	
			1	・ <b>苦情対応マニュアルがない</b> ・苦情受付の責任者・担当者・第三者委員について、表示の更新がなされていない、または委員を選任していない	



No.	項目	実施基準	自己評価の目安	特記事項	
7		苦情対応マニュアルの内容を全職員が理解し、適切に運用している  自己評価欄(1~5)	5	4に加え、職員間でふり返りと共有を行っている	「3」以外をつけた場合は、理由を記載する
			4	3に加え、実際の苦情に迅速、適正に対応し、記録に残している	
			3	苦情対応マニュアルを、全職員が理解している	
			2	苦情対応マニュアルが、全職員に周知されていない	
			1	苦情対応マニュアルがない	
8 6	個人情報の保護  国の指標に合わせる	利用者に関する記録の適正な保管及び開示のルールを定めている <b>個人情報保護マニュアル(個人情報保護方針)を全職員が理解し、適切に運用している</b>  自己評価欄(1~5)	5	4について、全職員実践できているかどうか、定期的にチェックしている	「3」以外をつけた場合は、理由を記載する
			4	3に加え、個人情報の適切な取り扱い(個人情報の保管方法、外部へ持ち出す際の手順、システムの管理方法等)をルール化し、全職員が実践している	
			3	・来訪者の目に触れず施錠できる保管場所に、個人情報を含む記録物を保管している ・かつ「個人情報保護マニュアル(個人情報保護方針)の開示請求があった場合の対応マニュアル」を全職員に周知している	
			2	・個人情報を含む記録物を、しかるべき保管場所へ収納していない ・または、保管場所は設けているが、施錠が徹底されていない ・または、「個人情報保護マニュアル(個人情報保護方針)の開示請求があった場合の対応マニュアル」を、職員が理解していない	
			1	個人情報漏洩につながった案件がある	
9	削除	相談者のプライバシーを確保できる相談面接室を設置している  自己評価欄(1~5)	5	・4に加え、相談面接室を複数設置している ・または、高齢者や障がい者に配慮したレイアウトを工夫している	「3」以外をつけた場合は、理由を記載する
			4	3に加え、相談者が重なった場合、プライバシーを保護する方法を工夫している	
			3	プライバシーを保護できる、独立した相談面接室を確保している	
			2	プライバシーを保護できる、独立した相談面接室を確保できていない期間があった	
			1	プライバシーを保護できる、独立した相談面接室が確保できていない	
10 7	介護予防プラン作成	職員一人あたりのプラン作成が「介護予防支援」「第1号介護予防支援事業」合わせて20件以下(初回のみケアマネジメントは含まず)  自己評価欄(1~5)	5	すべての月で職員一人あたりのプラン作成が7件以下であり、かつ一部委託先へのケアプラン指導も適切に実施できている	「3」以外をつけた場合は、理由を記載する
			4	職員一人あたりのプラン作成が8~19件である	
			3	すべての月で職員一人あたりのプラン作成が20件以下である	
			2	職員一人あたりのプラン作成が21件を超えた月があった	
			1	年間を通じ職員一人あたりのプラン作成が21件をこえている	
11 8	中立・公正性の確保	介護予防支援業務における利用サービス事業所に偏りが無い(占有率50%未満)  自己評価欄(1~5)	5	3、4の内容に加え、居宅介護支援事業者連絡会等において、中立・公正性確保の必要性について、説明している	「3」以外をつけた場合は、理由を記載する
			4	3の内容に加え、一部委託先の居宅介護支援事業者へ、中立・公正性確保の必要性について、説明している	
			3	介護予防支援業務における、利用サービス事業者の占有率は50%未満である。	
			2	介護予防支援業務における、利用サービス事業者の占有率が、50%以上80%未満である	
			1	介護予防支援業務における、利用サービス事業者の占有率が、80%以上である	
12 9	高齢者支援のためのネットワーク構築  国の指標に合わせる	担当圏域の地域ケア個別会議から見えてきた課題をまとめて、 <b>地域ケア会議において、地域課題に関して検討している</b>  自己評価欄(1~5)	5	・地域ケア個別会議から見えてきた課題をもとに、ネットワーク構築のための取組みを実施し、圏域内で活動報告会を実施した ・または、区役所や他圏域地域包括支援センター等と協働し、区単位で活動報告会を実施した	「3」以外をつけた場合は、理由を記載する
			4	専門機関団体や住民組織関係者で、担当圏域での地域ケア個別会議から見えてきた課題をまとめ、区運営協議会へ報告している	
			3	地域ケア個別会議から見えてきた課題について包括案を作成し、区運営協議会へ報告している	
			2	地域ケア個別会議から見えてきた課題について、包括案を作成していない	
			1	地域ケア個別会議を開催していない	
13 10	★担当プランがない場合は自己評価不要  自己評価欄(1~5)	ランチ連絡会を隔月に1回以上開催している	5	4に加え、ランチと協働した活動を実践し、その評価(分析)も行っている	「3」以外をつけた場合は、理由を記載する
			4	3に加え、ランチ連絡会において、その活動目標・計画をたて、記録に残している	
			3	ランチ連絡会を隔月に1回以上開催し、その議事録等を残している	
			2	ランチ連絡会を隔月に1回以上開催する予定であったが、やむを得ない理由(警報発令など)で中止になり、別日に開催することもできなかった	
			1	ランチ連絡会を隔月に1回以上開催する予定であったが、事務局あるいは参加者の都合で中止になり、別日に開催することもできなかった	



	項目	実施基準	自己評価の目安	特記事項	
14 11	包括的継続的ケアマネジメント(ケアマネ支援)	介護支援専門員個別相談延件数が圏域内事業者数の2倍以上ある  自己評価欄(1~5)	5	4について、居宅事業者連絡会で還元するなど、介護支援専門員のスキルアップにつなげている。	「3」以外をつけた場合は、理由を記載する
			4	3について、介護支援専門員のスキルアップにつなげるために、相談内容を分析している	
			3	介護支援専門員個別相談延件数が、圏域内事業者数の2倍以上あり、相談内容を記録し、適切に保管している	
			2	介護支援専門員個別相談延件数が、圏域内事業者数の2倍以上あるが、相談内容の記録に不備がある	
			1	介護支援専門員個別相談延件数が、圏域内事業者数の2倍に満たない	
15 12	居宅介護支援事業者連絡会を隔月に1回以上開催支援している	自己評価欄(1~5)	5	4に加え、居宅介護支援事業者連絡会と協働した取組みにつながっている(具体例をあげて説明できる)	「3」以外をつけた場合は、理由を記載する
			4	3に加え、スキルアップのための研修会を開催支援している	
			3	居宅介護支援事業者連絡会を隔月に1回以上開催支援し、議事録等を保管している	
			2	居宅介護支援事業者連絡会を隔月に1回以上開催支援したが、議事録等書類の不備がある	
			1	居宅介護支援事業者連絡会を隔月に2回以上開催支援しなかった	
13	重点評価事業より移行、国の指標に合わせ文言修正	担当圏域の介護支援専門員のニーズに基づいて、多様な関係機関・関係者(例：医療機関や地域における様々な社会資源など)との意見交換の場を設けている *区単位での実施も可  自己評価欄(1~5)	5	<b>4の内容を踏まえ、課題解決のための取組みを実施している</b>	「3」以外をつけた場合は、理由を記載する
			4	<b>3の内容を踏まえ、課題をまとめている</b>	
			3	<b>2に基づいて、多様な関係機関・関係者との意見交換の場を設けている</b>	
			2	<b>介護支援専門員から受けた相談内容を整理・分類し、ケアマネジメントに関する介護支援専門員のニーズや課題をまとめている</b>	
			1	<b>介護支援専門員から受けた相談内容(個別ケースに関する相談のみ)を、蓄積している(個別ケースに関する相談以外は、蓄積していない)</b>	
16 14	総合相談	総合相談実件数が、年度当初の圏域高齢者人口の3.0%以上  自己評価欄(1~5)	5	総合相談実件数が、年度当初の圏域高齢者人口の10.0%以上で、相談内容を記録し、適切に保管している	「3」以外をつけた場合は、理由を記載する
			4	総合相談実件数が、年度当初の圏域高齢者人口の9.0%以上で、相談内容を記録し、適切に保管している	
			3	「総合相談実件数が、年度当初の圏域高齢者人口の3.0%以上」で、相談内容を記録し、適切に保管している	
			2	「総合相談実件数が、年度当初の圏域高齢者人口の3.0%以上」あるが、相談内容の記録に不備がある	
			1	総合相談実件数が、年度当初の圏域高齢者人口の3.0%に満たない	
17 15	総合相談延件数が、年度当初の圏域高齢者人口の8.0%以上  自己評価欄(1~5)	自己評価欄(1~5)	5	3のうち訪問の割合が35%以上である	「3」以外をつけた場合は、理由を記載する
			4	3のうち、訪問の割合が25%以上である	
			3	「総合相談延件数が、年度当初の圏域高齢者人口の8.0%以上」で、相談内容を記録し、適切に保管している	
			2	「総合相談延件数が、年度当初の圏域高齢者人口の8.0%以上」あるが、相談内容の記録に不備がある	
			1	総合相談延件数が、年度当初の圏域高齢者人口の8.0%に満たない	

No.	項目	実施基準	自己評価の目安		特記事項	
18 16	第1号介護予防支援事業(総合事業における介護予防ケアマネジメント) 介護予防ケアマネジメント・介護予防支援	事業対象者の状態像やニーズをもとにアセスメントを行い、自立支援につながる介護予防ケアマネジメントを実施している <b>介護予防ケアマネジメント・介護予防支援のケアプランにおいて、保険給付や介護予防・生活支援サービス事業以外の多様な地域の社会資源を位置づけている</b>	5	3, 4の結果自立につながったケースをあげることができる	「3」以外をつけた場合は、理由を記載する	
			4	3に加え、一部委託するケースにおいても、初回アセスメントに包括が関わり、委託先介護支援専門員と方針の共有ができています		
			3	相談者に対し、総合事業の趣旨を丁寧に説明し、理解を得た上で <b>多様な地域の社会資源をケアプランに位置づけ</b> 、介護予防ケアマネジメントを実施している		
			2	相談者に対し、十分に総合事業の趣旨説明ができていない		
			1	包括職員が、総合事業の趣旨について十分理解できていない		
19 17	自立支援につながる介護予防ケアマネジメントを推進するための取組みを実施している <b>自立支援・重度化防止等に資するケアマネジメントに関し、市町村から示された基本方針を、センター職員及び委託先の居宅介護支援事業所に周知している</b>	自己評価欄(1~5)	5	3, 4に加え、 <b>圏域内全ての</b> 居宅の介護支援専門員にも呼びかけて実施している	「3」以外をつけた場合は、理由を記載する	
			4	3について、包括のプランナーも参加して実施している <b>3に加え、事例検証や職員研修に取り組んでいる</b>		
			3	自立支援につながる介護予防ケアマネジメントを推進するため、包括職員間で事例検証や職員研修に取り組んでいる <b>包括職員及び委託先の居宅介護支援事業所に自立支援・重度化防止に資するケアマネジメントについて周知している</b>		
			2	包括職員間で、第1号介護予防支援事業に関する事例共有が十分にできていない		
			1	包括職員間で、第1号介護予防支援事業に関する事例共有ができていない		
20 18	さまざまなインフォーマルサービスを活用した介護予防ケアプランの作成を推進している <b>インフォーマルサービスの一覧表等を作成し、居宅介護支援事業所と情報共有している</b>	自己評価欄(1~5)	5	3, 4に加え、インフォーマルサービスを提供する関係者と顔の見える関係が構築できている	「3」以外をつけた場合は、理由を記載する	
			4	3に加え介護支援専門員も含めた関係者との情報交換により、インフォーマルサービス一覧表の内容を更新している		
			3	インフォーマルサービスの一覧表等を作成し、居宅介護支援事業者等と情報共有している		
			2	インフォーマルサービスについて、居宅介護支援事業者等と情報共有できていない		
			1	インフォーマルサービス一覧表を作成していない		
21 19	認知症高齢者等支援	認知症(疑い含む)ケースの相談を受けた場合、関係機関と連携し適切に対応している <b>認知症初期集中支援チームと訪問支援対象者に関する情報共有を図っている</b>	自己評価欄(1~5)	5	4に加え、認知症ケースの地域ケア会議や課題抽出会議において、認知症強化型地域包括支援センターを活用・連携している(後方支援等機能活用、課題抽出の共有等)	「3」以外をつけた場合は、理由を記載する
				4	3に加え、必要な関係機関と連携し、必要に応じて地域ケア会議を開催するなど、支援体制を整えるよう対応している。	
				3	認知症(疑い含む)ケースの相談を受けた場合、認知症初期集中支援推進事業(初期集中支援チーム・地域支援推進員)の対象なら、速やかにチームと連携し対応している	
				2	認知症初期集中支援チームへ情報提供・紹介したケースが1件もなかった	
				1	2に加え、認知症初期集中支援チームから引き継がれたケースが1件もなかった	

国の指標に合わせる

国の指標に合わせる

評価の目安と項目の文言を合わせる

国の指標に合わせる

No.	項目	実施基準	自己評価の目安		特記事項
22 20	認知症高齢者等支援	区認知症施策を推進する会議に参画し、取組みに協力している  自己評価欄(1~5)	5	3, 4に加え、認知症施策を推進する区単位の取組みについて、役割を持ち参画している	「3」以外をつけた場合は、理由を記載する
			4	3に加え、認知症強化型地域包括支援センターとともに自身の圏域の認知症にかかる課題について検証・分析している	
			3	2に加え、認知症強化型地域包括支援センターに自身の圏域の認知症にかかる地域分析等の情報を提供し、認知症施策を推進する区単位の取組みに協力している	
			2	区認知症施策を推進する会議(組織代表者級会議、実務者レベルの会議(初期集中支援推進事業関係者会議や、自身の圏域の課題対策にかかる会議等))に参加している	
			1	区認知症施策を推進する会議の組織代表者級会議及び実務者レベルで開催する初期集中関係者会議に出席しなかったことがある	
23 21	地域の支援関係者をはじめ、広く市民に対し、認知症高齢者等支援のための講演会・研修会等を開催している  自己評価欄(1~5)		5	4により、地域関係者あるいは支援関係者を経路とする総合相談が増えるなどの成果につながった	「3」以外をつけた場合は、理由を記載する
			4	3について、圏域内でも、地域の実情に応じた講演会・研修会を開催し、実施決裁や議事録等の資料を残している	
			3	地域住民あるいは支援関係者に対し、認知症高齢者等支援のための講演会・研修会等を開催し、実施決裁や議事録等の資料を残している	
			2	地域住民あるいは支援関係者に対し、認知症高齢者等支援のための講演会・研修会等を開催したが、実施決裁や議事録等の資料に不備がある	
			1	地域住民あるいは支援関係者に対し、認知症高齢者等支援のための講演会・研修会等を開催しなかった	
24 22	虐待防止・権利擁護	担当圏域内で通報受理され、地域包括支援センターが対応したケースについて、記録、書類等が適切に作成されケースごとに時系列的に保管されている。  自己評価欄(1~5)	5	4に加え、全ケース48時間以内に情報収集に着手している	「3」以外をつけた場合は、理由を記載する
			4	3の内容が、全ケースできており、虐待対応に適切に活用している	
			3	・担当圏域内で通報受理され(区役所で通報受理されたケースも含む)、包括が関わったケースは、①基本情報②対応記録③事実確認チェックシート④サービス利用調整会議録がケースごとに管理、整理されている ・かつブランチ圏域の事例なら、ブランチと連携した記録を残している	
			2	3の内容が、80%未満	
			1	3の内容が60%未満	
25 23	地域包括支援センターが組織として、進捗管理を行いながら、適切に事例に対応し、虐待対応を終結につなげている  自己評価欄(1~5)		5	4の内容に加え、自主的に振り返りの会議等をして、包括、ブランチ職員のスキルアップにつながる取り組みをしている。	「3」以外をつけた場合は、理由を記載する
			4	3の内容を月2回以上行い、進捗管理のため独自に作成された一覧表がある。	
			3	担当圏域内の包括が対応した高齢者虐待ケースについて、包括が組織として、少なくとも月1回以上、進捗管理をする機会を持ち、進捗管理をしていることが記録として残っている。	
			2	3の内容を、月1回実施していない。または、記録として残っていない。	
			1	組織として進捗管理していない。	
26 24	地域住民や介護保険事業者等に対する高齢者虐待防止の講演会・研修会等を計画的、戦略的に開催している  自己評価欄(1~5)		5	4の内容に加え、地域関係者等が地域で高齢者虐待防止のためのサロン等の開催など高齢者虐待防止ネットワーク構築の強化につながった。	「3」以外をつけた場合は、理由を記載する
			4	3の内容に加え、参加者のアンケート分析・評価があり、次回の講演会・研修会に反映できる分析ができています。	
			3	対象者の選定、内容決定にあたり、目的をもって行い、それらが実施決裁等で確認できる。年度ごとに違う対象者に計画的、戦略的に講演会・研修会を開催している。(連続して同じ対象者に対して開催している時には、その理由を実施決裁等で明らかにしている)実施決裁及び報告書を適切に保管している。	
			2	講演会・研修会を開催しているが、計画的・戦略的に行っていない。	
			1	実施決裁または報告書がない。	
27 25	権利擁護等に関する相談に対し、適切に対応している  自己評価欄(1~5)		5	4の内容に加え、地域の中で本人及び後見人等をチームで支援する体制が整った	「3」以外をつけた場合は、理由を記載する
			4	3の内容に加え、総合相談の中から成年後見制度の支援につなげている	
			3	成年後見制度に関する相談を全て受理簿に登録し、検討票を活用し適切に対応している。	
			2	3の相談ケースについて受理簿の登録や検討票の活用をしていないケースがある	
			1	成年後見制度に関する相談がない	

No.	項目	実施基準	自己評価の目安		特記事項
28 26	センターの周知活動	地域の支援関係者をはじめ、広く市民に対し、センター活動の理解と利用促進に取り組んでいる  自己評価欄(1~5)	5	4の内容に加え、関係機関や住民からの意見(媒体や周知方法に関する)を反映させ、よりよい周知活動に取り組んでいる	「3」以外をつけた場合は、理由を記載する
			4	3の内容に加え、認知症アプリ等ICTを活用した情報発信に取り組んでいる。	
			3	リーフレットの作成、ホームページ開設等し、地域包括支援センターについて関係者や住民へPRしている	
			2	リーフレットの作成、ホームページを開設等しているが、古い情報のまま更新されていない	
			1	・リーフレットを作成していない ・または、ホームページを開設していない	
29 27	認知症対応力強化	区域における認知症対応力を強化するための取り組みを行っている  ★★認知症強化型地域包括支援センターのみ  自己評価欄(1~5)	5	3, 4に加え、実施した対策の結果をとりまとめ、区の認知症施策推進する会議に報告し、今後の対策の実施につながるよう取り組んでいる。	「3」以外をつけた場合は、理由を記載する
			4	3に加え、区内包括等と連携し、課題に対する対策が円滑に実施されるよう支援している。	
			3	区の認知症施策を推進する会議において集約情報や課題を報告し、区内の認知症対策について検討している	
			2	区内の認知症にかかる課題について情報収集・検証分析を行い、対策を検討している。	
			1	区の認知症施策を推進する会議が実施できていない	